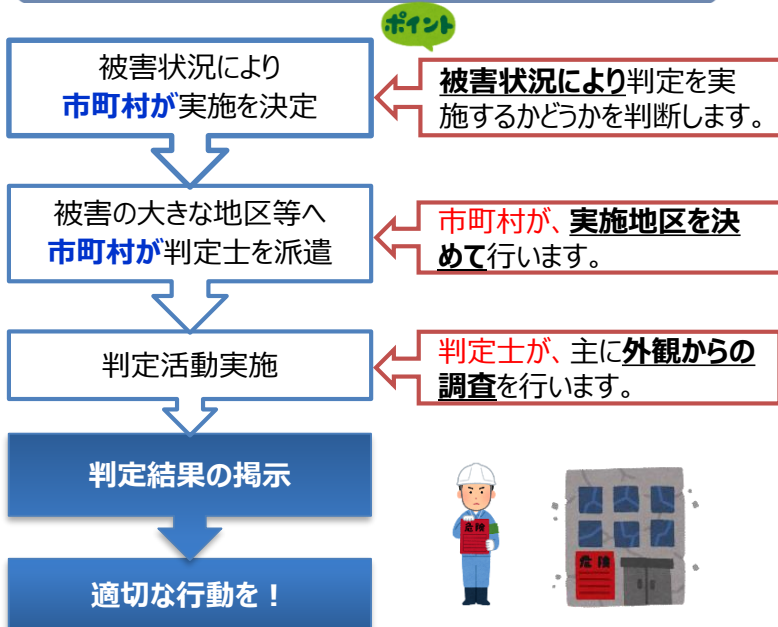


被災建築物応急危険度判定とは

余震による二次災害等を防ぐための調査です

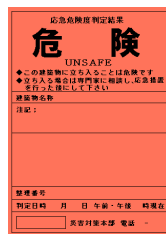
大地震発生時に、**余震による二次災害等を防ぐため、市町村が必要があると判断したとき、被災建築物応急危険度判定**を行います。判定結果を参考に、避難など適切な行動をお願いします。

被災建築物応急危険度判定の流れ



判定結果とその掲示

「危険」「要注意」「調査済」の3段階で、建物の出入口など、見やすい場所にステッカーで表示します。



この建物に立ち入るとは危険です



この建物に立ち入るときは十分に注意してください



この建物は使用可能です

- ・余震による倒壊の恐れがある場合は、避難所などへ避難してください。
- ・外壁や屋根瓦の落下、ブロック塀等の倒壊の恐れがある場合は、**近寄らず、応急措置**をしてください。

地震時の建物被害調査は、他にも色々なものがあります

地震で建物が被災した場合、各種被災者支援策の適用判断や保険金を請求する際に必要となる「**災証明書**」を発行するための調査など、**目的や実施主体が異なる様々な調査があります。**窓口や手続きが異なりますので、以下を参考に、状況に応じた対応をお願いします。

調査名	実施主体	目的
被災建築物 応急危険度判定※	市町村が必要性を判断し 実施（行政の任意）	余震による建物倒壊や外壁の落下等による二次災害を防ぐため。「危険」「要注意」「調査済」の3区分
住家被害認定調査※	被災者の申請に基づき 市町村が実施（災害救助法）	被災した住家の経済的損失を認定し、災証明書を発行するため。「全壊」「大規模半壊」「半壊」「半壊に至らない（一部損壊）」の4区分
地震保険の 損害認定調査	被保険者の依頼により 保険会社が実施	地震保険に加入している人の保険金の支払いのため
被災度区分 判定調査	建物所有者の依頼により 建築士等有料で実施	建物の修理可否の判断や詳細設計のため